

小島構成員提出資料

地域における働き方改革に向けて（メモ）

1. 働き方改革（WLB等）への労働組合（地方連合会）の取り組みについて

<連合兵庫>

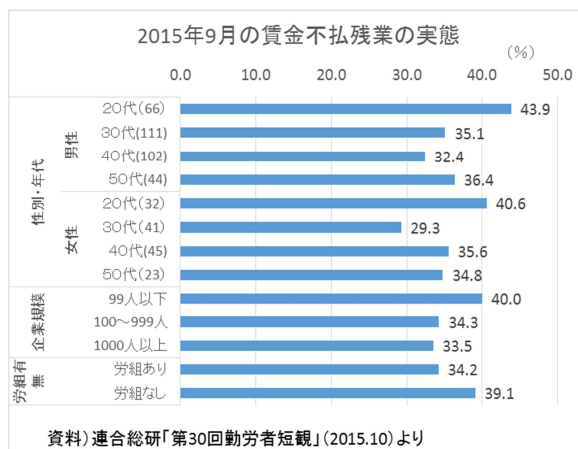
- ・「兵庫県雇用対策会議」発足（1999.6：連合兵庫、経営者協会、兵庫県）
 - ・「ワークシェアリングについての三者合意」（1999.12）
 - ・「仕事と生活の調和と子育て支援に関する三者合意」（2006.3）
 - ・「仕事と生活のバランス ひょうご共同宣言」（2008.10）
 - ・「ひょうご仕事と生活センター」（2009.6）を核にWLBの啓発・普及事業を展開
- 仕事と生活調和推進宣言企業（1,080社）、仕事と生活調和推進認定企業（48社）、仕事と生活のバランス表彰企業（65社）（2016年1月末）

<連合愛知>

- ・「愛知県少子化対策推進条例」施行（2007.4）
 - ・「愛知県少子化対策推進会議」設置（2007.11：労働団体、経済団体、行政、子育て関係団体）
 - ・「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」設置（2007.12：労働団体、経済団体、行政、有識者）
 - ・「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生活の調和推進行動指針」の策定（2007.12）
 - ・2015年度行動計画の取り組み
- 愛知県内一斉ノー残業デー（11月第3水曜）
- 9月～11月に有給休暇を前年より1日多く取得する「プラス1」運動
- （数値目標）有給休暇取得日数、男性の育児休業取得者数

2. 長時間労働、職場の違法状態の是正に向けて

- 不払い残業があると回答した割合は、20代の男女で4割を超えている。
- 週の平均労働時間が50時間を超えている人の半数以上が、上司による「過重労働にならないための業務量の調整」や「明確な業務指示」がなされていないと感じている。



●上司による労働時間・仕事の管理状況の認識

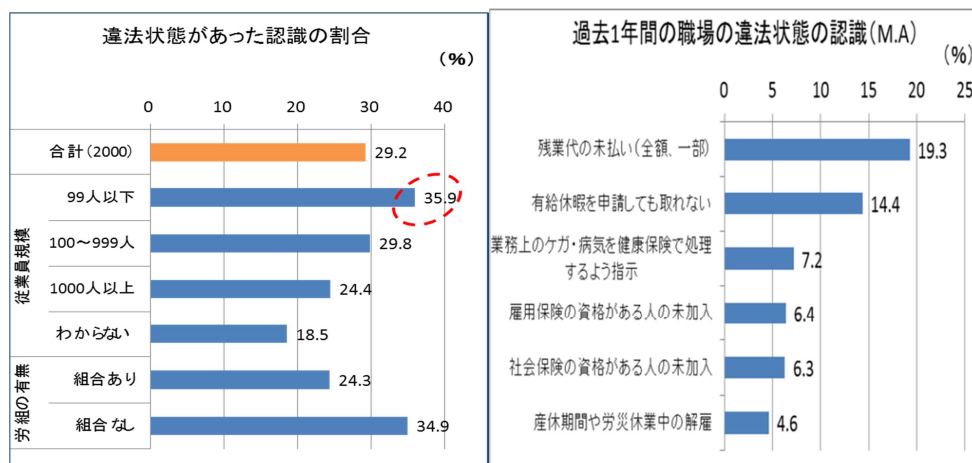
	実態 を把握 し て い る	労働 時間 に 過 重 な 思 わ れ ない	明確な 指示 を し て い る	健康を 気 づ か つ て い る
合計(2000)	24.2	39.4	45.7	36.2
一週間の平均労働時間				
30時間未満(475)	18.1	28.6	36.4	31.4
30時間～40時間未満(432)	22.7	32.6	40.0	31.0
40時間～50時間未満(725)	24.8	42.5	49.9	37.5
50時間～60時間未満(198)	34.2	55.8	68.7	44.4
60時間以上(172)	30.8	54.1	52.3	47.7

(注) ()内は、回答者数(N)

資料) 連合総研「第30回勤労者短観」(2015.10)より

- 過去1年間に職場で違法状態があったと3割の人が感じている。

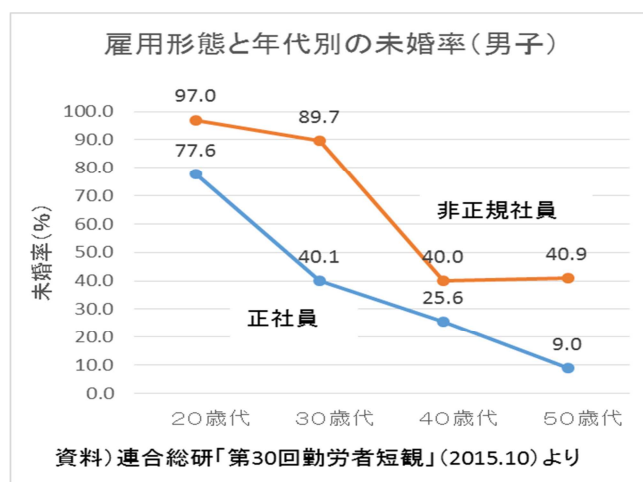
○違法状態で最も多いのが「残業代の未払い」、次に「有給休暇を申請しても取れない」となっている。



資料) 連合総研「第26回勤労者短観」(2013.10) より

3. 雇用形態と未婚率の関係、非正規雇用の処遇改善について

- 非正社員（パート、契約社員、派遣労働等）の未婚率は、正社員よりも全世代で高い（特に30歳代）。
- 非正規社員の正社員化、処遇改善（有期雇用の無期雇用転換等による雇用の安定、賃金・労働条件の引き上げ）等の取り組みも重要な課題。
- さらに、最低賃金の引き上げ、「公契約条例」制定等による底上げが必要。



4. 地域での働き方改革に向けた取り組み課題

- 長時間労働の是正（地域一斉ノー残業デー等）、有給休暇取得促進、男性の育児休暇取得促進（数値目標）、WLB推進企業「宣言・認定・表彰」制度
- 非正規労働者（若者）の雇用安定（正社員化、無期雇用転換の推進）、処遇改善（最低賃金引き上げ、リビングウエッジ・公契約条例制定の促進）、等

以 上